

へいせい ねん どぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
平成30年度文京区障害者地域自立支援協議会

だい かいしょうがいとうじしゃぶかい しだい
第1回障害当事者部会 次第

へいせい ねん がつ にち げつ ごぜん じ ごご じ
平成30年6月25日(月) 午前10時から午後12時

ぶんきょう かい しょうがいしゃかいかん かいぎしつ
文京シビックセンター3階 障害者会館 会議室C

1 かいかいあいさつ ぶんきょうくしょうがいふくしか あべかちょう
開会挨拶 文京区障害福祉課 阿部課長より

2 じむきょくしょうかい こんねん ど しょうがいとうじしゃぶかい いいんたいせい しりょうだい ごう
事務局紹介、今年度の障害当事者部会の委員体制について 【資料第1号】

3 ぶかいちょう ふくぶかいちょう ごせん しりょうだい ごう
部会長及び副部会長の互選 【資料第2号】

4 ぎだい
議題

へいせい ねん どしょうがいとうじしゃぶかい かめいじこう しりょうだい ごう
(1)平成30年度障害当事者部会の下命事項などについて 【資料第3号-1~4】

しょうがいとうじしゃぶかい ほっそく けい い もくてき たかやまかいちょう ほうこく せつめい
(2)障害当事者部会を発足した経緯と目的について ~高山会長からの報告・説明~

きゅうけい
(休憩)

こんご しょうがいとうじしゃぶかい かつどうもくてき ほうこうせい しりょうだい ごう
(3)今後の障害当事者部会の活動目的や方向性について 【資料第4号】

こんねん ど ぶんきょうそうごうふくし まつ さんか
(4)今年度の文京総合福祉センター祭りの参加について

5 その他

はいふしりょう
【配布資料】

しりょうだい ごう へいせい ねん どしょうがいとうじしゃぶかい いいんめいぼ
資料第1号 平成30年度障害当事者部会 委員名簿

しりょうだい ごう ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいようこう
資料第2号 文京区障害者地域自立支援協議会要綱

しりょうだい ごう へいせい ねん どぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
資料第3号 - 1 平成30年度文京区障害者地域自立支援協議会

かくせんもんぶかい かめいじこう
各専門部会の下命事項について

しりょうだい ごう ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい そしきず
資料第3号 - 2 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図

しりょうだい ごう へいせい ねん ど しょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
資料第3号 - 3 平成30年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

しりょうだい ごう へいせい ねん どじりつしえんきょうぎかい しょうがいしゃ じ けいかく ひょうか
資料第3号 - 4 平成30年度自立支援協議会における障害者(児)計画の評価について

しりょうだい ごう へいせい ねん ど しょうがいとうじしゃぶかいかつどうねんびょう
資料第4号 平成28~29年度 障害当事者部会活動年表

平成30年度 文京区障害当事者部会 委員名簿

やくしょくめい 役職名	いいんめい 委員名	しょうがいしゅべつとう 障害種別等
きょうぎかいがいちょう 協議会会長	たかやま なおき 高山 直樹	とうようだいがく しゃかいがくぶしゃかいふくしがつか ぎょうじゆ 東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
きょうぎかいふくがいちょう 協議会副会長	しむら けんいち 志村 健一	とうようだいがく しゃかいがくぶしゃかいふくしがつか ぎょうじゆ 東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授
いいん 委員	こわせ よしお 小和瀬 芳郎	せいしんしょうがい 精神障害
	あまの とおる 天野 亨	しんたいしょうがい 身体障害
	ふくだ みさこ 福田 美紗子	しんたいしょうがい 身体障害
	ちくま せいじ 竹間 誠次	ちてきしょうがい 知的障害
	ながの えいいちろう 永野 栄一郎	ちてきしょうがい 知的障害
くいいん 区委員	あべ ひでゆき 阿部 秀幸	しょうがいふくしかちょう 障害福祉課長

じむきよく 事務局	みのぐち かずゆき 美濃口 和之	ぶんきょうくしょうがいしやくかんそうだんしえん 文京区障害者基幹相談支援センター
	すずき まさと 鈴木 聖人	
	たちやなぎ ゆみ 立柳 由美	
	はやし りえ 林 里江	

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかいようこう
 文京区障害者地域自立支援協議会要綱

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ に ちくちょうけつてい
 19 文福 障第1705号 平成20年2月18日 区長決定

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
 19 文福 障第2191号 平成20年3月31日 一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
 23 文福 障第2692号 平成24年3月30日 一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
 24 文福 障第688号 平成24年6月1日 一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
 24 文福 障第2127号 平成25年1月24日 一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
 26 文福 障第3145号 平成27年3月30日 一部改正

ぶんふくしょうだい ごう へいせい ねん がつ にちいちぶかいせい
 27 文福 障第2238号 平成28年2月1日 一部改正

もくてきおよ せっち
 (目的及び設置)

だい じょう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん ほうりつ へいせい ねんほうりつ
 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律
 だい ごう だい じょう だい こと きてい もと しょうがいしゃなど じりつ にちじょうせいかつまた
 第123号)第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は
 しゃかいせいかつ いとな かんけいきかんとう れんらく ほか しょうがいふくし
 社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に
 かん くだい きょうぎ おこな しょうがいしゃそうだんしえんじぎょう ちいき しょうがいしゃとう
 関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を
 しえん ほうさく そうごうてき すいしん もくてき ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょう
 支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協
 ぎかい い か きょうぎかい せっち
 議会(以下「協議会」という。)を設置する。

きょうぎじこう
 (協議事項)

だい じょう きょうぎかい つぎ かけ じこう きょうぎ
 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうとう かん
 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) ちいき かんけいきかん によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) しょうがいしゃそうだんしえんじぎょうとう たずさき もの のうりよくかいほう かん
 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) けんりようご とりくみ かん
 権利擁護の取組に関すること。
- (5) しゅうろうなどしゃかいせいかつ しえん かん
 就労等社会生活の支援に関すること。

(6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

かいぎ
(会議)

だい じょう きょうぎかい かいちょう しょうしゅう
第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 かいちょう ひつよう みと いいんいがい もの きょうぎかい しゅつせき せつめいた
会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又
いはけん もと
は意見を求めることができる。

せんもんぶかい
(専門部会)

だい じょう きょうぎかい した せんもんぶかい いか ぶかい お
第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 ぜんこう きてい せっち ぶかい つぎ
前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
- (1) しゅうろうしえんせんもんぶかい
就労支援専門部会
 - (2) そうだんしえんせんもんぶかい
相談支援専門部会
 - (3) けんりようごせんもんぶかい
権利擁護専門部会
 - (4) しょうがいとうじしゃぶかい
障害当事者部会
- 3 ぶかい きょうぎかい してい じこう ぶんやべつ けんとう けっか きょうぎかい
部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に
ほうこく
報告する。
- 4 ぶかい ぶかいちょうおよ ぶかいいん こうせい
部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 ぶかいちょう ぶかいいん ごせん さだ
部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 ぶかいいん きょうぎかいいん かいちょう しめい しゃおよ こうぼ けつてい しゃ
部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者を
こうせい
もって構成する。
- 7 ぜんこう きてい しゃ ぶかいちょう ぶかいちょう さだ ばあい かいちょう
前項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。
いか こう おな ひつよう みと ぶかいちょう きょうぎかいいん
以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員
いがい もの ぶかいいん しめい
以外の者を部会員として指名することができる。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。こ

の場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

9 部会は、部会長が招集する。

10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に

報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関において処理する。

- (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
- (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
- (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
- (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密

や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

いにん
(委任)

だい じょう ようこう さだ きょうぎかい うんえい かん ひつよう じこう かいちょう
第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が
べつ さだ
別に定める。

ふ そく
付 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

いいん にんき とくれい
(委員の任期の特例)

だい じょう きてい かか へいせい ねん ど いしよく いいん にんき へいせい ねん がつ
2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月
31日までとする。

ふ そく
付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

ふ そく
付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

ふ そく
付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

ふ そく
付 則

しこうきじつ
(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

こうぼてつづき
(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する。

こうぼ てつづき ようこう しこう にちまえ おこな
公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

ふ そく
付 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

ふ そく
付 則

ようこう へいせい ねん がつ にち しこう
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

べつびようだい だい じょうかんけい
別表第1 (第3条関係)

<p>ふくしかんけい 福祉関係</p>	<p>ぶんきょうくしゃかいふくしきょうぎかい 文京区社会福祉協議会</p> <p>みんせい じどういんきょうぎかい 民生・児童委員協議会</p> <p>ぶんきょうくかぞukai 文京区家族会</p>	<p>めい 1名</p> <p>めい 1名</p> <p>めい 1名</p>
<p>しゃかいふつき しゅうぎょうかんけい 社会復帰・就業関係</p>	<p>いいたばしこうきょうしよくぎょうあんていしよ 飯田橋公共職業安定所</p> <p>とりつせいしんほけんふくし 都立精神保健福祉センター</p>	<p>めい 1名</p> <p>めい 1名</p>
<p>そうだんしえんじぎょうしゃかんけい 相談支援事業者関係</p>	<p>くないしていいいっぼんそうだんしえんじぎょうしゃ 区内指定一般相談支援事業者</p>	<p>めいいない 3名以内</p>
<p>しょうがいしゃしえんしせつかんけい 障害者支援施設関係</p>	<p>くないしょうがいしゃしえんしせつ 区内障害者支援施設</p>	<p>めいいない 6名以内</p>

べつびようだい だい じょうかんけい
別表第2 (第3条関係)

<p>くしよくいん いいん 区職員 委員</p>	<p>ふくしぶふくししせつたんとうかちょう 福祉部福祉施設担当課長</p> <p>ふくしぶしょうがいふくしかちょう 福祉部障害福祉課長</p> <p>ほけんえいせいぶよぼうたいさくかちょう 保健衛生部予防対策課長</p> <p>ぶんきょうほけんじよほけん しよちょう 文京保健所保健サービスセンター所長</p> <p>きょういくすいしんぶきょういく しよちょう 教育推進部教育センター所長</p>
<p>くいたくじぎょうしよなど 区委託事業所等</p>	<p>くりつおおつかふくしきぎょうしよしせつちようまた 区立大塚福祉作業所施設長 又は</p> <p>くりつこいしかわふくしきぎょうしよしせつちよう 区立小石川福祉作業所施設長</p> <p>くりつほんごうふくし しせつちよう 区立本郷福祉センター施設長</p> <p>しょうがいしゃしゅうろうしえん しよちょう 障害者就労支援センター所長</p> <p>しょうがいしゃきかんそうだんしえん ちよう 障害者基幹相談支援センター長</p>

へいせい ねんど ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
平成30年度 文京区障害者地域自立支援協議会
かくせんもんぶかい かめいじこう
各専門部会の下命事項について

かくせんもんぶかい たい かめいじこう かき じこう かき じこう ぶんきょうくしょうがいしゃ
各専門部会に対する下命事項は下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者
ちいきじりつしえんきょうぎかい けんとう しん じょうきょうおよ ぎろん ほうこうせい ほうこく
地域自立支援協議会へ検討の進ちよく 状 況 及び議論の方向性を報告する。

かくせんもんぶかい かめいじこう ぞく じこう ひつよう おう けんとう
また、各専門部会は、下命事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するもの
とする。

1 1 そろだんしえんせんもんぶかい
相談支援専門部会

そろだん かん かだい もんだいてん ぶんせき そろだんしえんたいせい どう ちようさ
相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・
けんきゅう けんとう おこな
研究・検討を行う。

く ない ちいき かつどう かんけいき かんとう きょうか そろだんしえん かん ちいき
区内地域で活動する関係機関等とのネットワークを強化し、相談支援に関する地域
かだい しえんこんなんじれいどう かいけつ む し しく けんとう
課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みを検討する。

2 2 しゅうろうしえんせんもんぶかい
就労支援専門部会

しゅうろう かん そろだん しえんないようどう ちようさ けんきゅう けんとう おこな
就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

しゅうろう つう しゃかいさんか そくしん しょくばたいけん こようなど たよう じゅうなん
就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟
しく けんとう
な仕組みを検討する。

3 3 けんりようごせんもんぶかい
権利擁護専門部会

けんりようご かん かだい しえん あ かた ちようさ けんきゅう けんとう おこな
権利擁護に関する課題や支援の在り方についての調査・研究・検討を行う。

せいねんこうけんせいど い し けていしえん かた しょうがいしゃ けんり まも しく けんとう
成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みを検討する。

4 4 しょうがいとうじしゃぶかい
障害当事者部会

しょうがいとうじしゃ じょうほうはっしんなど けんとうなど おこな
障害当事者からの情報発信等についての検討等を行う。

しょうがいとうじしゃぶかい けんとう ないよう くみん む しょうがいりかい ふか
障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための
けいはつかつどう おこな
啓発活動を行う。

おやかい
親会

じむきょくしょうがいふくしか
 (事務局:障害福祉課)

「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、現状の社会資源では対応が困難な支援から明らかになった様々な地域課題について、地域の関係機関が協働し解決を検討する。

また、障害者差別解消支援地域協議会と連携して差別解消に向けた取り組みを検討する。

①下命 ↓ ↑ ②報告

そうだんしえんせんもんぶかい
相談支援専門部会

じむきょくしょうがいしゃきかんそうだんしえん
 (事務局:障害者基幹相談支援センター)

のぞましい相談支援体制の仕組みや地域生活を支える仕組みについて検討する。

しゅうろうしえんせんもんぶかい
就労支援専門部会

じむきょくしょうがいしゃしゅうろうしえん
 (事務局:障害者就労支援センター)

いっばんしゅうろうすいしんふくしてきしゅうろうじゅうじつ
 一般就労の推進と福祉的就労の充実について検討する。

けんりょうごせんもんぶかい
権利擁護専門部会

じむきょくしゃかいふくしきょうぎかい
 (事務局:社会福祉協議会)

障害者の権利を守るための必要な支援や権利擁護のための取組み(成年後見制度の利用促進等)や虐待を予防するための仕組みについて検討する。

しょうがいたうじしゃぶかい
障害当事者部会

じむきょくしょうがいしゃきかんそうだんしえん
 (事務局:障害者基幹相談支援センター)

障害当事者部会で検討された内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

ていれいかいぎ
定例会議

じむきょくしょうがいしゃきかんそうだんしえん
 (事務局:障害者基幹相談支援センター)

- 事例の検討、スキルアップ、情報共有、地域のネットワークづくりを図る
- 相談支援専門員、サービス管理責任者等実務者中心(障害者施設、相談支援事業所等):各事業所から。

じょうほうきょうゆうれんけい
情報の共有・連携

じょうほうきょうゆうれんけい
情報の共有・連携

していとくていそうだんしえんじぎょうしょれんらくかい
指定特定相談支援事業所連絡会

じむきょくしょうがいしゃきかんそうだんしえん
 (事務局:障害者基幹相談支援センター)

- サービス利用等計画についての検討
- 計画相談についての推進、検討

しゅうろうしえんしゃけんしゅうかい
就労支援者研修会

じむきょくしょうがいしゃしゅうろうしえん
 (事務局:障害者就労支援センター)

- 就労支援ネットワークの構築
- 企業就労支援、福祉的就労支援の課題共有や解決に向けた検討
- 研修会の開催や事例を通じた人材育成

じょうほうきょうゆうれんけい
情報の共有・連携

しょうがいしゃさべつかいしょうしえんちいききょうぎかい
障害者差別解消支援地域協議会

じむきょくしょうがいふくしかよほうたいさくか
 (事務局:障害福祉課・予防対策課)

必要な情報を交換するとともに、障害者等からの相談事例の共有及び事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

平成30年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平成31年7月
地域福祉推進協議会				第1回						障害者(しやうがいしや)(児(じ))計画(けいかく)(H30~H32)の進捗(しんちやく)状況(じょうきょう)の評価(ひょうか)について依頼(いらい)			第1回
自立支援協議会(親会)			第1回(※)			第2回			第3回			第4回	
相談支援専門部会				第1回			第2回			第3回			第4回
就労支援専門部会				第1回			第2回			第3回			第4回
権利擁護専門部会			第1回		第2回		第3回			第4回			第5回
障害当事者部会			第1回		第2回		第3回		第4回		第5回		

評価結果(ひょうか)かけっかを報告(ほうこく)

障害者(しやうがいしや)(児(じ))計画(けいかく)(H30~H32)の進捗(しんちやく)状況(じょうきょう)の評価(ひょうか)について依頼(いらい)

障害者(しやうがいしや)(児(じ))計画(けいかく)(H30~H32)の評価(ひょうか)結果(けっか)を報告(ほうこく)

各専門(かくせんもん)部会(ぶかい)から障害者(しやうがいしや)(児(じ))計画(けいかく)(H30~H32)の進捗(しんちやく)状況(じょうきょう)の評価(ひょうか)について報告(ほうこく)

※ 現行の障害者計画(H27~H29)の実績数値が固まるのは、5月末頃を予定している。そのため、第1回の親会の開催を6月上旬頃にずらし、障害者計画の評価を行っていた。それに伴い、全体的なスケジュールが半月程度後ろにずれる予定。8月開催予定の地域福祉推進協議会において、評価結果を報告予定。

平成30年3月30日（金）

平成30年度自立支援協議会における障害者（児）計画の評価について

1 現行計画（平成27～29年度）に対する評価（案）

《具体的な流れ》

じき 時期	ないよう 内容
ががつ 4月～5月	<ul style="list-style-type: none"> 第1回親会の開催に先んじて、「障害者（児）計画（H27～H29）」の実績資料を各委員宛に送付する。
がつじょうじゆん 6月上旬	<ul style="list-style-type: none"> 第1回親会にて、「障害者（児）計画（H27～H29）」の評価を行っていただく。 評価結果については、7月開催の地域福祉推進協議会に対し報告する。 <p>《具体的な評価内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画の文言部分、実績部分の評価を実施。 計画事業数が膨大であるため、大筋の部分での評価になる予定。
がつげじゆん 7月下旬	<ul style="list-style-type: none"> 地域福祉推進協議会に対し、評価結果を報告。

（裏面へ続く）

2 次期計画（平成30～32年度）に関する主要事業の進捗状況に対する評価（案）

《具体的な流れ》

じき 時期	ないよう 内容
12月	<p>だい かいおやか い ねんど かん しゅようじぎょう しんちよくじょうきょう たい ひょうか あん</p> <p>・第3回親会にて、「障害者（児）計画（H30～H32）」の進捗状況の評価について、各専門部会宛に依頼。</p> <p>かくせんもんぶかいあて いらい</p> <p>《具体的な依頼内容》</p> <p>ぐたいてき いらい ないよう</p> <p>・具体的な実績については固まっていないため、計画の文言部分が評価の中心となる。</p> <p>ぐたいてき じっせき なた けいかく もんごんぶぶん ひょうか ちゅうしん</p> <p>・計画事業数が膨大であるため、主要項目等の大筋をまとめた「概要版」を事務局に</p> <p>けいかくじぎょうすう ぼうだい しゅようこうもくとう おおすじ がいようばん じむきょく</p> <p>て作成し、それに対し、評価を行っていただく予定。</p> <p>きくせい たい ひょうか おこな よてい</p>
12月中旬 ～ 3月上旬	<p>かくせんもんぶかい じむきょく がいようばん かくにん がいとう せんもんぶかい かめいじこうなど</p> <p>・各専門部会事務局にて概要版を確認するとともに、該当する専門部会の下命事項等</p> <p>て あ ひょうか こうもく せいり</p> <p>も照らし合わせて、評価する項目を整理。</p> <p>ご かくせんもんぶかい ぐたいてき ひょうか おこな よてい</p> <p>・その後、各専門部会で具体的に評価を行っていただく予定。</p>
3月下旬	<p>だい かい おやか い かくぶかい ひょうか しゅようじぎょう じ けいかく しんちよく</p> <p>・第4回の親会にて、各部会にて評価した「障害者（児）計画（H30～H32）」の進捗</p> <p>じょうきょう かん ひょうかけっか ほうこく</p> <p>状況に関する評価結果を報告。</p> <p>おやか い ひょうかけっか と そうかつ</p> <p>・親会にて評価結果を取りまとめるとともに総括する。</p> <p>ひょうかけっか へいせい ねん がつかいさい ちいきふくしすいしんきょうぎかい たい ほうこく</p> <p>・評価結果については、平成31年7月開催の地域福祉推進協議会に対し報告する。</p>
7月下旬	<p>ちいきふくしすいしんきょうぎかい たい ひょうかけっか ほうこく</p> <p>・地域福祉推進協議会に対し、評価結果を報告。</p>

平成28年度 年表

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
実施日時	平成28年6月16日	平成28年8月23日	平成28年10月13日	平成29年1月12日	平成29年3月14日
検討内容	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌について 文京区心のバリアフリーハンドブック作成の協力依頼について 	<ul style="list-style-type: none"> 心のバリアフリーハンドブックの記載内容について 文京総合福祉センターまつりの参加について 	<ul style="list-style-type: none"> 文京総合福祉センター祭りの参加について 障害当事者部会でのシンポジウムの開催 参加について【津久井やまゆり園の事件】に対するメッセージについて 	<ul style="list-style-type: none"> 他部会当事者委員との交流 東洋大学で行うシンポジウムの参加について 文京区障害者差別解消法グッズの内容について 	<ul style="list-style-type: none"> 東洋大学で行うシンポジウムの内容について 今年度活動の広報について 障害当事者部会活動のふりかえりと来年度の活動について
取り組めたこと				残った課題	
	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌の検討・発行 文京総合福祉センターまつりへの参加 東洋大学で行うシンポジウムへの参加 障害者差別解消法グッズ作成のための協力 当事者部会を年5回の実施 他部会当事者委員との交流 心のバリアフリーハンドブック改訂内容に対する意見 			<ul style="list-style-type: none"> 広報誌vol.2の検討 	

ぶんきょうくちいきじりつしえんきょうぎかい しょうがいとうじしゃぶかい ねんびょう
 文京区地域自立支援協議会 障害当事者部会 年表

へいせい ねんど
 平成29年度

	だい かい 第1回	だい かい 第2回	だい かい 第3回	だい かい 第4回	だい かい 第5回
じっしにちじ 実施日時	へいせい ねん がつ にち 平成29年5月24日	へいせい ねん がつ にち 平成29年8月1日	へいせい ねん がつ にち 平成29年10月24日	へいせい ねん がつ にち 平成30年1月15日	へいせい ねん がつ か 平成30年3月8日
けんとうないよう 検討内容	とうじしゃぶかいこうほうし ないよう ・当事者部会広報誌の内容 けんとう 検討 ぶんきょうそうごうふくし ・文京総合福祉センター まつりへのさんか 参加について	とうじしゃぶかいこうほうし ・当事者部会広報誌につ て ぶんきょうそうごうふくし ・文京区総合福祉センター まつりについて	ぶんきょうくそうごうふくし ・文京区総合福祉センター まつりのしんちよく じょうきょう およ び まつりの進捗状況及び ないようけんとう 内容検討 こんご しょうがいとうじしゃぶかい ・今後の障害当事者部会の ほうこうせい 方向性について	ぶんきょうくそうごうふくし ・文京区総合福祉センター ぶりかえり まつりの振返り ・ヘルプマークについての いけんこうかん 意見交換 ほか とうじしゃぶかい いいん ・他当事者部会委員との こうりゅう 交流	こうほうしはいふ ほんきょう ・広報誌配布による反響につ いて こん にんき そうかつ ふ かね ・今任期の総括、振り返り、 じき たく 時期に託したいこと た らいねんど かつどうけいかく ・その他(来年度の活動計画 について)
	とく 取り組めたこと			のこ くだい 残った課題	
	こうほうし ほっこう ・広報誌Vo12の発行 しょうがいとうじしゃぶかい しゅたい ぶんきょうそうごうふくし ・障害当事者部会が主体となった文京総合福祉センターまつりへのさんか 参加 たぶかいとうじしゃ ・他部会当事者委員とのこうりゅう 交流			こんご とうじしゃぶかい めぎ ほうこう ・今後の当事者部会が目指す方向について いま ・“今こんなことで困っている”といういけんこうかん 意見交換 ほんしんほうほう ・発信方法について(広報誌の内容や頻度、SNSの利用等)	

しょうがいとうじしゃぶかい ほっそく けいいい もくてき たかやまかいちょう ほうこく せつめい
障害当事者部会を発足した経緯と目的について ～高山会長からの報告・説明～

ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい とうじしゃぶかい
文京区障害者地域自立支援協議会 当事者部会

2008年 きょうぎかい ぶかい そうだん しゅうろう けんりようご
協議会ができる（部会：相談・就労・権利擁護）

2013年 とうじしゃぶかい とない さいしょ
当事者部会ができる（都内で最初）

2014年 しょうがいしゃけんりじょうやく わたしたち わたし
障害者権利条約（私たちのことを私たちがぬきできめないで）

きょうぎ そうだん ひと ばしょ おかね かんり さべつ ぶかい じりつ ぶかい はっしん
協議：相談する人、場所・お金の管理・差別・部会の自立、部会からの発信

にしのみやしちいきじりつしえんきょうぎかいとうじしゃぶかい とうじしゃぶかい とうじしゃぶかい
西宮市地域自立支援協議会運営委員会会長 玉木幸則

しょう ひと ひと ちいき ひと くらしつづけられる
「障がいのある人もない人もどうすれば、地域でその人らしく暮らし続けられるかをいろ
いろな人が集まって、真剣にはなしあう場である。そこで出てきた課題について、どう解決
していくかを考えていく仕組みである。」

さかいししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかいとうじしゃぶかい まえだしんいち
堺市障害者自立支援協議会当事者部会長 前田伸一

しょう ひと まいにち すごす かつどう ばしょ
「障がいがある人が、いきいきと毎日を過ごすことができるように活動する場所」「だれか
がとくにえらいのではありません。支援する人、市の人、支援学校のせんせいもヘルパーさ
んも しょうがいのある人もみんながメンバーです。」

ちょうふししょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい
調布市障害者自立支援協議会

ドルチェワーキング・ちょうふだぞうワーキング

しょう ひと せいかつ きばん きじゅん しゃかい
障がいのある人の生活を基盤、基準として社会をよくしていく